

第6回岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観検討委員会

(開催日時) 平成27年9月25日(金) 13:30~15:30

(開催場所) ホテルメトロポリタン盛岡4階「岩手」

- 1 開 会
- 2 出席者紹介
- 3 議 事
 - (1) 環境・景観配慮の取組み状況について
 - (2) 海岸保全基本計画の改定について
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員 南正昭委員長、平塚明副委員長、萱場祐一委員、諏訪義雄委員、竹原明秀委員(7名中5名出席)

出席オブザーバー 佐々木様、下澤(代理:佐々木)様、辰野様、土田様

1. 開会

○上澤河川課河川海岸担当課長 皆様、大変お疲れさまでございます。それでは、御案内の時刻となりましたので、ただいまから「第6回岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観検討委員会」を開催いたします。

私は、本日の司会を担当します県土整備部河川課の上澤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日の委員会でございますが、委員7名中5名の委員の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、規約によりまして、会議が成立しますことを御報告させていただきます。

また、本日の委員会は、議事の内容が個別箇所の議論ではないということでもありますから、公開とさせていただきます。

また、カメラ撮影につきましては、円滑な議事進行のため、御協力、御配慮をよろしく申し上げます。

続きまして、配付資料の確認を行います。お手元の資料に配付資料一覧のリストがあります。

まず、資料1「岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観検討委員会 委員名簿」でございます。

資料2「環境・景観配慮の取組み状況について」。

資料3-1「海岸保全基本計画の改定について」。

資料3-2「海岸保全基本計画改定の流れ」。

資料3-3「海岸保全基本計画の概要(案)」。

資料3-4「三陸北沿岸海岸保全基本計画（改定案）改定箇所一覧」。

資料3-5「三陸南沿岸海岸保全基本計画（改定案）改定箇所一覧」。

資料4「岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観検討委員会 規約」。

参考資料1「三陸北沿岸海岸保全基本計画（改定案）」。

参考資料2「三陸南沿岸海岸保全基本計画（改定案）」。

参考資料3「海岸保全基本計画（改定）巻末資料（案）」でございます。

以上の資料となっておりますが、お手元に大丈夫でしょうか。

また、きょう配付しております資料のうち、参考資料1から3と資料2の「非公開」と記載のあるページにつきましては、非公開となっておりますので、取り扱いには御注意いただきたいと思います。

また、議事録作成のため録画と録音をさせていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

2. 出席者紹介

○**上澤河川課河川海岸担当課長** それでは、続きまして、出席者紹介に移らせていただきますが、継続している委員会ということもありまして、今回新たに御出席いただいている方の紹介とさせていただきたいと思っております。

国土交通省東北地方整備局河川部地域河川調整官の土田恒年様でございます。

○**土田オブザーバー** 土田でございます。よろしくお願いいたします。

○**上澤河川課河川海岸担当課長** また、代理で御出席いただいておりますオブザーバーの方を御紹介させていただきます。

国土交通省東北地方整備局港湾空港部港湾計画課課長補佐の佐々木様でございます。

○**佐々木代理（下澤オブザーバー）** 佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

○**上澤河川課河川海岸担当課長** それでは、議事に先立ちまして、南委員長から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**南委員長** 久しぶりの会議となりますが、御参集いただきまして本当にありがとうございます。

津波防潮堤の高さが3.11の被災以降に半年ほどたって決まりまして、その後、本委員会が設けられ、5回の審議を繰り返して、短い時間の中で皆さんの御見識に基づいてこの取り組みが進められてきたこと、そして、久しぶりですけれども、本日この場を開きまして、また改めて環境・景観に関する検討を進めていくということになるかと思えます。

本日もNHKのニュースでいろいろな御意見が出ているところかと思えますが、粛々と厳正な検討、審議を続けていけたらと思えます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、（1）が報告案件、（2）が審議案件となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**上澤河川課河川海岸担当課長** それでは、議事に入ります。議事につきましては、規約によりまして委員長が議長となることとなっておりますので、南委員長、よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 環境・景観配慮の取組み状況について

○南委員長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事(1) 環境・景観配慮の取組み状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○武部河川課主任 県土整備部河川課の武部と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは、資料につきましては、資料2というA3の横長のものをごらんください。

現在、沿岸の各現場におきましては、河川・海岸構造物の復旧・復興工事が本格化してきております。本日は、この中で行われております環境・景観への取組みの一部を御紹介させていただきたいと思っております。

今回、御紹介させていただきますのは、野田村で県が実施しております米田地区海岸、釜石市で県が実施しております釜石港海岸、宮古市で県が実施しております閉伊川の3カ所でございます。

それでは、資料をめくっていただきまして、2ページをごらんください。まず、米田地区海岸になります。

米田地区海岸の概要でございますが、米田地区海岸は、野田村の市街地の南側に位置しておりまして、十府ヶ浦の南端部に当たる位置でございます。海岸の概要としましては、前面には、右上の航空写真でもごらんになれるとおり、前浜が形成されておりまして、背後には国道45号が隣接しているというような土地利用状況でございます。

復旧・復興事業の内容としましては、震災前にT.P. 12.0メートルの防潮堤と水門がございましたが、今回の被災を契機としましてT.P. 14.0メートルまでかさ上げをし、さらに、あと既設堤防の北側、南側についても防潮堤を新設して、T.P. 14.0メートルの防護ラインを確保するというような計画でございます。

現在の現場の進捗状況につきましては、国道45号の迂回路の設置と、あと、この後、御説明いたします植生等の移植作業が完了しておりまして、現在としましては、防潮堤工事に着手する段階となっております。

それでは、3ページをごらんください。ここからが具体的な環境配慮の内容でございますが、まず、米田地区海岸につきましては、平成25年6月、10月、平成26年5月の3回の現地調査によりまして、前浜に重要種・注目種として10種類の植物が確認されております。確認された植物等は、下のほうの平面図をごらんいただきたいと思っております。

それに対しまして、環境への配慮の基本的な考え方としましては、委員の皆様から御意見をいただきまして、平成24年3月に県で取りまとめました「環境・景観配慮に向けた基本的な考え方」の考え方に基きまして、左のほうに模式図がございますが、回避、低減、代償の順で検討を行っております。

具体的には、第1に「回避」としまして、まず、貴重な前浜でございますので、この前浜の改変を最小限とすることができないかといったものを検討してございます。

次に、第2としましては「低減」として、施工上どうしても直接改変が生じる箇所につきましては、何とか面積を低減できないかといった検討をさせていただいております。

第3に「代償」としましては、施工上、直接改変が必要な箇所につきましては、そこ

の植生の移植を行うというような検討をさせていただいております。

それでは、個々について具体的に説明させていただきます。

まず、第1の「回避」についてですが、前浜の改変を最小限とするため、防潮堤の法線につきまして、現況法線と同程度の位置とし、将来的にも前浜を保全することとしております。

右側に模式図を設けておりますが、薄く描いているのが既設の防潮堤でございまして、赤で描いているものが新設される防潮堤ですが、海側の前浜の位置を現況と同程度のところにとどめることによって、前浜の面積を現況と変わらない面積を確保してあげようというのが、1つ目の回避の対策でございます。

次に、めくっていただきまして、「低減」についての対策でございます。防潮堤の施工上、どうしても前浜に工事用道路等を設ける必要がございますが、請負業者ですとか、あとは環境の専門の先生ですとかと協議をさせていただきまして、施工ヤードを最小限にとどめるような取り組みをしております。加えまして、部分的にはありますが、現地での保全箇所を確保することにより、施工中の改変による影響を低減する取り組みをしております。

具体的には、平面図のほうに丸で「保全エリア」と書いてございまして、ここにつきまして、真ん中ぐらいの写真で見ていただけるように、ここには手をかけませんという保全エリアを確保しまして、そこにいる希少な植生については保全をしましょうというような低減措置を講じているところでございます。この辺の低減措置につきましては、県立大学の島田先生にもいろいろと御助言をいただきながら取り組んでいるところでございます。

次に、めくっていただきまして5ページでございます。次に、「代償」についてですが、やはりどうしても工事に伴いやむを得ず改変が必要な箇所が生じてございます。こういった箇所につきましては、現在の植生範囲と同程度の仮移植地を設けて移植を行っているところでございます。また、仮移植した植生は、今後モニタリングを続けまして、工事完了後につきましては、もとの場所に戻す予定としております。

具体的には、植生図のほうにいろいろな植生が書いてございまして、これらの植生については、矢印の仮移植地といったところに仮移植を行いまして、そちらのほうで現在モニタリングをしているというような状況でございます。こちらにつきましては、工事完了後、前浜のほうへ再度移植を行う予定と現在考えております。

以上が米田地区海岸での取り組みになります。

次に、めくっていただきまして6ページでございます。次は釜石港海岸でございます。こちらは景観に配慮している事例でございます。

まず、釜石港海岸の概要でございますが、釜石港海岸は、陸側は臨港地区となっております。まして、工場や倉庫、企業等が立地しております。さらに、その背後につきましては、釜石市の市街地が形成されているといったような土地利用状況でございます。また、海側につきましては、岸壁や物揚げ場などの埠頭用地となっているところでございます。

こちらの事業内容でございますが、釜石港海岸では、震災前にT.P.4.0メートルの防潮堤がありましたが、今回の被災を契機としましてT.P.6.1メートルまでかさ上げする予定としてございます。

被災の状況につきましては、左上の浸水域や写真のとおりでございます。

現在の現場の進捗状況としましては、防潮堤の整備を順次進めているといったような段階になっております。

では、具体的な景観への配慮事項につきまして、7ページをごらんください。釜石港海岸は、釜石市の市街地近傍に位置しまして、観光ホテルですとか国道45号からも眺望可能な位置に当たるといことがございますので、さまざまな景観への配慮対策をしているところでございます。景観配慮の基本的な考え方としましては、「環境・景観配慮に向けた基本的な考え方」の考え方を踏まえまして、堤防法線の工夫ですとか、あとはスリット窓による見えの分節、海への眺望の確保などを行っております。

まず、堤防法線の工夫でございますが、堤防法線につきましては、急激な変化を避け、地形になじんだ法線としてございます。また、隅角部につきましては、緩やかな曲線形とすることによりまして、周辺地域との調和、コンクリート構造物のかたいイメージの低減を図っているところでございます。写真の隅角部のところが曲線形になっているのかわかると思いますが、そういったところで工夫を設けているところでございます。

次に、8ページをごらんください。8ページの内容につきましては、スリット窓による工夫としまして、スリット窓を設けることによりまして堤防の連続的な見えを分節しますというのと、あとは、歩行者ですとか車両ですとかホテルの利用者からの海への眺望を確保しております。加えまして、スリット窓を設けることによって、閉塞感や圧迫感の低減を図っているところでございます。

以上が釜石港海岸になります。

次に、9ページをめくっていただきたいと思っております。閉伊川になります。

まず、閉伊川の概要でございますが、閉伊川は、宮古市の市街地近傍に位置しておりまして、左右岸は宮古港として利用されているといったような土地利用状況でございます。閉伊川では、今回の被災を契機としまして、ちょっとこの航空写真には記載ございませんが、T.P. 10.4メートルに対応する水門を新設する予定としております。

被災の状況につきましては、左上の浸水域や写真のとおりでございます。左下の写真とかは、いろいろ何回かマスコミでも取り上げられた写真になっております。

現在の現場の進捗状況としましては、左岸側の仮締切の一部が完了した段階でございます。

では、具体的な景観への配慮につきまして、10ページをごらんください。まず、先ほどの写真で閉伊川水門の位置が明確ではございませんでしたが、右上の写真のところの「閉伊川水門」という記載の旗揚げのある位置に閉伊川水門が新設される計画でございます。

また、現在の現場の進捗状況は、右下の写真の状況になってございまして、仮締切の一部が完了しているというような状況でございます。

閉伊川の特徴としましては、宮古市の市街地近傍に位置し、また、当該水門には、船の往来のための航路用のゲートを設ける予定となっているような特徴がございます。

これらの特徴を踏まえまして、景観配慮の基本的な考え方としましては、当該水門の特徴である市街地近傍に位置すること、あとは、延長150メートル程度の大規模な構造物であること、航路を設けるため二段ゲートになること等を考慮した上で検討を現在行

っているところがございます。景観の基本的なコンセプトとしましては3点記載してございますが、シンプルな形状とすること、周辺環境や堤防等と調和した形式とすること、操作室の不安定な印象を軽減し、門柱との一体感や安定感のあるデザインとすることといったものを基本事項としまして、現在検討を行っているといったところがございます。

検討に当たりましては、東北大学の平野先生にさまざま御意見をいただきながら、現在検討をしているところがございます。

では、11ページをごらんください。こちらが、現在検討中の閉伊川水門のパスになります。左側が当初の計画で、右側が現在検討している変更計画の現在の案になります。見ておわかりいただけるかと思いますが、当初の計画では、水門上屋が大分大きくなってございまして、水門上屋に予備発電機や機側操作盤を設置する計画としておりましたが、それらの機能を左岸側の管理棟へ移動することによりまして、水門上屋をコンパクトにし、門柱との一体感や安定感のあるデザインとすることで、水門でよく見られますトップヘビーなイメージを緩和するといったような工夫を現在検討しているところがございます。

以上が閉伊川の説明になります。

以上で本日の説明になりますが、本日説明した箇所以外につきましても、環境調査の結果ですとか、あとは地元の有識者の方などの意見を聞きながら環境・景観への配慮に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。

○南委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました範囲につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。お願いします。

○平塚委員 平塚です。

野田村米田地区海岸、最初これは私のところにお話があって、初期の調査はいたしましたけれども、ちょっとほかの仕事との関係上、同僚の島田さんに引き継いでもらったという経緯があります。

振興局の皆さん、ほかの皆さんの御努力でごらんのようないろいろな対策がとられています、率直に言って、かなり紆余曲折がありました。当初、現状を拝見していろいろ計画したことも、現実の工事業者の段階においていくと、それが難しいとか、できないというようなことになることが再三ありました。それでも、できる範囲でこのような結果になったのですけれども、きょうの後のほうの話でそういった展開にもなるかと思いますが、最初に環境保全についての方針をきちっと立てても、実際の現場で、最後のところで、それがなかなかうまく実施できないということがたびたびあるということで、やはり、例えば入札等の段階においても、自然保護ないしは環境保全というものが必ず入ってくるのだということで、それを見込んだことで最初から募集をかける、始めるとしていただかないと、結局いつも、現場では、そんなにうまくはいかないよという話になってしまいがちだということを今回も痛感しました。

もちろん、かなりコストがかかる場合もありますけれども、ちょっとした工夫で回避できる場合もあります。例えば重機を通す場合に、鉄板を敷いて表土を守るとか、それから、なるべく種とか根茎が含まれている現場の土を保存して、後でもう一回きちっと

使うとか、そういったようなちょっとした気遣いでかなり自然へのインパクトが低減できるということがありますので、その辺は計画全体に最初から含めておいていただきたいと考えるわけです。

以上です。

○南委員長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。コメント等ございますか。

○武部河川課主任 御意見ありがとうございます。復旧・復興事業ですので、なかなか全てが可能かというところ、ちょっと難しいところもあるかとは思いますが、可能な範囲でさまざま取り組んでいかせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○南委員長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○萱場委員 土研の萱場です。

非常によく影響緩和をやられていると拝見いたしました。非常に敬意を表したいと思います。

幾つか質問があるのですが、1つは、重要種・注目種となっておりますが、この注目種というのはどういう視点で選ばれているかというのを教えていただきたいということと、それから、この3ページの図面を見ると、回避、低減、代償となっていて、一応、存在、供用としては、このピンク色のところが堤防の場所になっていて、この文言によると同程度の位置なので、存在、供用の段階ではそれほど影響がないということだと思うのですが、工事実施中のインパクトも相当あると思うのですね。それがこの3ページの図面上にないので、どの程度の改変が行われたかということがいま一つわからないなと思いました。

例えば、3ページを見ると何かあまり改変しないようなのですが、4ページを見ると、保全エリアというところがあって、それ以外は、これは仮設か何かでほとんどなくなってしまったということなのですかね。その辺のことがちょっとこの図面から見てとれなくて。そうすると、「回避」と書いてあるけれども、存在、供用については回避しているけれども、工事実施中の影響については、保全エリアを除いてあまり回避できていないのではないかとというのが少し気になりました。なので、今後この資料をどうされるかよくわからないのですが、存在、供用と工事実施中のインパクトも含めて図面を整理されたほうがいいかなということと、それからあと、回避、低減、代償の中も、よくこの文言を見ると、あまり工事実施中のことが書かれていないような気もするので、その辺、2つの側面に分けて整理されるといいかと思いました。

1つ目は質問で、2つ目はコメントになります。お願いします。

○南委員長 いかがでしょうか。

○武部河川課主任 まず、1つ目の注目種の決め方でございますが、注目種につきましては、地域で大事な種別ですとか、こちらで具体的に言いますと、ハマナスとかにつきましては、野田村の象徴花となってございますので、そういったものを注目種と整理させていただいてございます。

2つ目につきましては、委員おっしゃるとおりで、施工中、この保全エリアと書いているところ以外の大部分につきましては、工事用の道路とかの改変が生じるというよう

な状況でございます。今後の資料作成の際には、そういったものが明確になるように工夫させていただきます。

以上でございます。

○南委員長 よろしかったでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○萱場委員 7ページの釜石のスリットの話なのですけれども、これは、平常時だけでなく、やはり災害時、津波がどのような状態になっているかということを確認する意味でも非常に意味があるかと思っております。この高さをどう設定されたかについてちょっと教えていただきたいと思っております。具体的には、小さいお子様が見えるような高さに設定されているのか、その辺の考え方についてお伺いしたいのですけれども。

○武部河川課主任 基本的には、子供の目線というよりは、一般的な大人の目線を基本として設定させていただいております。今、写真のほうでござんただけるのは、窓のサイズとしましては1.6メートル掛ける横幅が50センチのサイズになっておるといったところでございます。

○萱場委員 一番下は、高さはどのぐらいですか。下から見える高さは。後ほどでもいいのですけれども、教えていただければ。

○武部河川課主任 調べて回答させていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この資料の一部が「非公開」になっているのですけれども、御説明があったかもしれませんが、これは、資料の今後の公開ですとか、あと、ほかの地域の結果ですとか、そういうものはどういう取り扱いになっていくのか、少し御紹介いただけますか。

○武部河川課主任 今回、3ページと4ページと5ページが非公開とさせていただいております。非公開の理由としましては、貴重種の情報が載っておりますので、貴重種の場所が特定されるということで非公開とさせていただいております。

○南委員長 今後は、このほかの場所についても出てきたら公開していくようなことはお考えなのですか。それとも、まずは委員会で議論のための資料として出していただいているということですか。

○武部河川課主任 そうですね、委員会のための資料として今回作成したものでございます。

○南委員長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしいでしょうか。今お伺いすることかどうかあれなのですが、今後の進捗状況については、また御紹介いただける場面が出てくると考えてよろしいわけですね。今回のものに加えてですね。

○武部河川課主任 はい、随時、次年度の委員会等で、また御紹介させていただきたいと思っております。

(2) 海岸保全基本計画の改定について

○南委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきたいと思います。続いて、議事（２）海岸保全基本計画の改定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○遠藤河川課主任 県土整備部河川課、遠藤と申します。私から「海岸保全基本計画の改定について」ということで御説明させていただきたいと思います。すみませんが、座って説明いたします。失礼します。

まず、お手元にお配りの資料ですが、結構な部数がございます。最初に資料の御説明をさせていただきたいと思います。

資料３－１及び３－２につきましては、今回の改定の流れを中心に書いているものがございます。次、資料３－３につきましては、今回の改定の内容を抜粋したものでございます。同じく資料３－４及び５につきましては、今回、参考資料１と２、海岸保全基本計画を改定したところの抜粋を具体的に書いてございまして、こちらは中身を対比できるようにということで記したものでございます。

続きまして、参考資料１及び２につきましては、海岸保全基本計画の改定編ということで、今、こちらは参考資料ということになってございますが、当委員会の御意見等を踏まえた上で、改めて、修正等ございましたら修正していくということで参考資料とさせていただいております。同じく参考資料３につきましては、本委員会や、別な委員会でございますが、津波防災技術専門委員会という委員会がございますが、そちらの審議等を経て整理させていただいたこれまでの内容等につきまして、抜粋版として、こちらにも巻末資料としてつけさせていただいております。

それでは、私から、資料３－１から３－３を中心といたしまして、海岸保全基本計画の改定について御説明させていただきます。

それでは、まず最初に、資料３－３「海岸保全基本計画の概要（案）」をごらんいただきたいと思います。

こちら、ページ数でいきますと24ページになります。海岸保全基本計画というものにつきましては、海岸法に基づきまして国の定めた海岸保全基本方針というものに基づきまして、海岸の管理者でございます都道府県が策定する計画または市町村等においても策定する計画でございます。地域の意見等を反映しながら作成するものでございまして、今回の海岸法の改正に基づいても法律で定められているところでございます。この24ページのところでございますが、今回の計画は、図に示しますとおり、岩手県の沿岸部分ということでございまして、北は三陸北沿岸、南は三陸南沿岸ということに分かれてございます。この２つにつきましては基本計画を策定することとなっております。

また、三陸南沿岸につきましては、宮城県との共同で策定するものとなっております。

次に、資料３－１に行きまして、資料３－１の２ページをごらん願います。海岸保全基本計画の改定趣旨について御説明申し上げます。

岩手県では、防護、環境、利用、この３点を主といたしまして、平成16年３月に学識経験者や住民等の意見を反映させながら策定してございます。そのフローをこの中央の部分で図として示しておりますが、平成16年につきましては、この中央の図の一番左側になってございます。

そういった中、平成23年３月11日、東日本大震災、その津波に伴いまして、沿岸市町

村においては壊滅的な被害となつてございます。

このため、今後の防災対策といたしまして、対象となる津波の考え方を踏まえて、これまでの防護、環境、利用に関する事項、海岸保全基本計画の中では、「海岸の防護に関する事項」または「海岸環境の整備及び保全に関する事項」についてというこの大きな2項目につきまして、平成25年9月に岩手県では改定してございます。こちらにつきましては、図でいきますと左側から2つ目のところになります。

本来ですと、三陸南沿岸の海岸保全基本計画につきましては宮城県と共同策定いたすところですが、宮城県との事業進捗等の違いから、やむを得ず岩手県のみ平成25年に改定した次第でございます。その後、宮城県においても、平成27年8月、先月でございますが改定となっております。こちらの図でいきますと真ん中の部分になります。ちょうど緑色で囲んでおる部分ですが、こちらが、宮城県が改定したところを示しているものでございます。

今回、海岸保全基本計画を改定するに当たりました理由につきましては、海岸法が改正されたこと、こちらは平成26年12月に改定されてございますが、こちらの中で、維持・修繕の策定、水門、陸閘等の操作規則の策定及び緑の防潮堤などにつきまして法が改正になってございます。また、今回、宮城県が改正してございます三陸南沿岸についても、その改定に合わせまして、主たるところの改定はございませんが、宮城県の改定内容をもとにいたしまして、岩手県といたしましても、海岸保全基本計画を改定すると。このことにあわせまして、三陸南沿岸のみならず、北のほうにつきましても改定するということで、この大きな2つの理由がありまして、海岸保全基本計画の改定となっております。

そのため、岩手県では、最終的には平成27年12月までに、今回の2つの理由に伴いまして、海岸保全基本計画を改定していきたいと考えております。こちらの中央の図では、一番右側のところになります。

3ページ目をお開き願います。3ページ目以降につきましては、今回改正された海岸法の内容について記載しているものでございます。今回の改正につきましては、先ほど簡単には御説明いたしました、このページの赤枠のところ、今回の改正という下のところになってございますが、改正されている、または追加された項目がございまして、こちらに重立ったところを書いてございます。

今回の海岸保全基本計画については、特に粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づける、また、水門、陸閘等に関する操作規則等の策定、また、今回の保全の内容の大きなところでございます海岸保全施設の維持・修繕基準の策定といった重立ったところをメインに改定してございます。

その後、4ページ目以降につきましては、各改正の内容等について記載してございます。

10ページをお開き願います。海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画の説明よりさせていただきます。

こちらは、その改正された内容につきまして、「平成27年2月2日に変更」となっておりますが、こちらの中で重立ったところを赤字で記載してございます。こちらの中で、特に10ページでは、海岸保全施設の維持管理に関する項目について、このように赤

字で追記になった、または改正されたところをこちらに記載してございます。

11ページ目以降につきましては、国で定める海岸保全基本方針の改定部分、12ページにつきましても同様でございます。

14ページ目をお開き願います。先ほどから御説明してありますとおり、海岸保全基本計画で定めるべき基本事項というところで14ページ目のところに記載してございまして、黒字のところは改正前からの記載のところでございます。赤字のところにつきまして、今回、改正されたことに伴いまして、改定または追記になった部分を赤字で示してございます。

その中に緑色の部分で書いてございますけれども、「『侵食・高潮・津波』に対する海岸保全施設の配置計画の立案」、こちらにつきましては、今回の環境委員会の中で後段で御説明させていただくところでございますので、こちらにつきましてキーワードとして覚えておいていただければと思います。

続きまして、今度は資料3-2「海岸保全基本計画改定の流れ」について御説明させていただきます。ページ数でいきますと19ページ、一番最初のページでございますが、こちらをお開き願います。

この資料につきましては、左側につきましては平成25年の改定時の流れを示したものの、右側につきましては、赤字等を記載してございますが、今回改定の流れを示しているものでございます。基本的な流れにつきましては、前回とほぼ同じでございます。

その中で、防護面、環境・景観面、また利用面という平成16年の海岸保全基本計画の策定時に出してございます主な3つの柱につきましても、今回の委員会におきましては、環境・景観という部門で御意見を諮ることとしてございまして、防護面というところにつきましましては、先週の18日に津波防災技術専門委員会を開催いたしまして意見をお諮りしたところでございます。また、利用面につきましては、市民団体、NPOの皆様等々の関係者の皆様から個別に意見を聴取することとしてございます。

また、住民意見の反映につきましてでございますが、各市町村におけるまちづくり計画の住民説明会や整備箇所の住民説明会をもって前回改定時点で反映させてございますので、今回は、パブリックコメント及び縦覧の実施で、改めて住民説明会を行わないということで考えてございます。

この住民の皆様からいただいたパブリックコメント及びその内容を精査させていただいた上で、改めて、意見等がございましたら、盛り込みながら改定案を取りまとめ、各市町村長及び海岸管理者の意見を踏まえて、年内に改定内容を公表、主務大臣への提出を行っていきたくと考えております。

20ページ目をお開き願います。こちらにつきましては、それぞれの委員会の名簿とオブザーバーのお名前を記したものでございます。今回、本委員会において環境・景観という点につきまして、海岸保全基本計画にも記載してございますので、こちらについて意見を取りまとめる会としてこちらを開催させていただくものでございます。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと思います。海岸管理者の意見の反映方法でございます。

こちらにつきましては、岩手県海岸保全基本計画改定行政連絡会というものを平成24年に設立してございまして、今回も計画素案につきまして諮っているところでござい

す。また、平成15年当時、本行政連絡会のブロック部会を設置してございますが、前回、平成24年、25年の改定時においてブロック部会は設置してございませんので、今回につきましても、ブロック部会につきましては設置しないこととしてございます。

続きまして、資料3-3「海岸保全基本計画の概要（案）」について御説明いたします。

最初の23ページから24ページにつきましては、これまでに御説明したので省略させていただきます。

次に、25ページをお開き願います。計画の変更骨子について御説明させていただきます。

こちらからの説明が海岸保全基本計画の改正概要になってございますが、こちらのところで先に御説明させていただきますが、「H25改定」という言葉を右上に書いているところがございます。こちらにつきましては、基本的に前回の改定時から変更がございません。こちらにつきましては、説明を若干省略させていただきたいと思っております。

それでは、説明させていただきます。（1）海岸の防護に関する事項でございます。

こちらにつきましては、基本方針及びその①東日本大震災を踏まえた堤防の高さというところにつきましては、平成25年の改定時から基本変わってございません。

次に、26ページをお開き願います。こちらにつきましては、三陸北沿岸のところの地域別海岸堤防高さ一覧というところがございます。こちらにつきましては、本来、表としては特に改定にはなってございませんので、本来変えるべきではなかったのですが、こちらに赤字で書いてございます。こちらは何をあらわしているかといいますと、宮城県と先行して改定したものの表が若干違ってございまして、こちらは表を整理したという意味で赤字で書いてございます。基本的な高さ等に関する表示につきましては全く変わってございません。

同じく27ページにつきましても、「H25年改定」ということで記させていただいてございますが、先ほど御説明いたしました宮城県の改定に伴います表現の仕方の変更というところで、こちらが赤字になってございます。

次に、②堤防構造の変更でございます。こちらにつきましては、これまで「粘り強い構造」ということで記してございましたが、断面の形成に伴うものと、あと、あわせまして緑の防潮堤ということでイメージ図を載せてございます。こちら、緑の防潮堤につきましては、背後に盛り土等を行いながら植樹を行いまして、粘り強い構造をより確実なものにしていくということで図を載せているものでございます。こちらは国からも示されておりまして、岩手県といたしましても、こちらを掲載していくものと考えてございます。

③その他の施策、今回追加の部分でございます。防護の目標を達成するための施策ということでございまして、防護の目標を達成するためということで記載してございますが、「自然環境・海岸利用の特性及び工事期間中の影響について十分配慮して進めていくものとする。」という文章を記載してございます。こちらにつきましては、先ほど来意見をいただいておりますので、これを具体的に進めることにつきましては、また改めて委員の皆様等にお諮りしながら、または個別の地元の学識の皆様等にお諮りしながら

進めていくものと考えてございます。

また、その他の施策の丸の2つ目でございます防護対策の充実についてということで、最大クラスの津波を念頭に置いた防護体制を確立し運用すると。こちらはどういう意味かと申しますと、水門・陸閘の操作に従事していた方が多数犠牲になってございます。災害発生時の水門等の操作において、操作員の安全確保・適切な操作方法・訓練等に関する操作規則等を策定することが、今回の法改正で義務づけとなってございます。岩手県といたしましては、こちらの改定内容につきまして改めまして記載していくものと考えてはございますが、基本、遠隔操作に伴いまして操作するまたは常時閉鎖によって、現地での操作は行わないこととしてございます。

続きまして、29ページに入ります。(2) 海岸環境の整備と保全に関する事項につきまして御説明させていただきます。

基本方針及び①良好な環境の保護・保全。こちらにつきましては、平成25年の改定からは変わってございません。

②の海岸環境の創生・創出というところについて、一部改定がございます。こちらの文章表現、「堤防等の配置については」というところにつきましては、基本変わってはございませんが、先ほど来から御説明いたしております工事中における動植物等への配慮事例といたしまして、こちらにつきましては、この表に示すとおり、全般または海浜植物、水性動植物等の個別の場合においても、工事中の配慮事例といたしまして右側に記載のとおりに行けるところ、または配慮できるところから、このような形で行っていきたいと考えてこちらの表を載せてございます。こちらにつきましては、宮城県の海岸保全基本計画と調整したものでございます。

次の30ページになってございます③海岸景観の創出というところをお開き願います。こちらにつきましても、平成25年の改定からは基本変わってはございません。こちらの中の基本的な事項につきましては、本委員会において審議いただいた内容を考え方といたしましてまとめたところの抜粋版となっておりますが、こちらの中で、環境への配慮方針のところの図で引き堤による環境への配慮というところがございます。こちらにつきましては、個別の海岸等で一部実施している海岸もございまして、今後とも、事例の紹介等の中で、どのような経緯をたどっていくか、あとは自然環境にどのように配慮できたのかというものを御説明してまいりたいと思っております。

続きまして、31ページ及び32ページをお開き願います。31ページの(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項というところをお開き願います。

こちらにつきましては、基本、平成25年の改定と変わってはございません。基本方針①、②、③につきまして変わってはございません。

続きまして、(4) 今後の取り組み方針というところにつきましても、平成25年の改定とは変わってございません。

続きまして32ページ、(5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項というところでございます。

①の海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域というところについては、前回の平成25年の改定とは変わってございません。

今回追加ということになってございますのが、②海岸保全施設の選定というところで

ございます。こちらは大きく3つに分かれてございます。海岸保全施設について、それぞれの特徴がでございます。防災上の得られる効果、自然環境・海岸利用に与える効果・影響、施工期間等について、海岸特性を十分に配慮して選定すること。波浪等の外力を沖合から徐々に弱めながら防護するとともに、良好な海岸空間を形成する「面的防護方式」についても適切に取り入れていくこと。また、これまでの調査・研究等から新工法も提案されてございます。それらの特性を十分に配慮しながら、総合的に最適な工法を選択するというのを今回の改定の中に追加してございます。

続きまして、(6) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項ということでございます。

こちらにつきましては、冒頭にもお話しさせていただきましたが、海岸法の改正に伴って追加された項目でございます。こちらは、施設毎の管理内容の記載事例ということで、海岸、堤防等の個別の施設に基づきながら右側に記載してございます。申しわけございません、内容につきましては現在調整中ということでございます。

こちらの維持・修繕につきましては、別冊の参考資料1・2、海岸保全基本計画の添付図等に改めまして記載してございます。

参考資料1「三陸北沿岸海岸保全基本計画（改定案）」の52ページをお開き願いたいと思います。こちらは、海岸保全施設の位置を記した図面になってございまして、その隣の51ページを御確認いただきたいのですが、こちらは「整備箇所整理表」となっております。こちらが一番右側、「8. 維持又は修繕の方法」ということで、小さくて申しわけございませんが、各海岸ごとに管理すべき施設等がございました場合については、こちらに具体的な維持管理の方法を記載してございます。

また、実際、先ほど御説明いたしましたとおり、施設ごとの管理内容の記載事例につきましては、まだ若干変更の余地があるかというところでございます。こちらにつきましては、各所管の海岸管理者等で調整を行いまして、こちらの文章等の表現、あとは、改めて適切な管理に努めることとしてございます。

続きまして、資料3-4及び資料3-5をごらん願います。こちらは、冒頭で御説明いたしました、海岸保全基本計画の前回改定したものと今回改定するものを比較したものでございます。

資料3-5、三陸南沿岸で御説明いたしますと、58ページをお開き願います。右側が今回変更する内容でございまして、参考資料1と同様に、今回変更または追加するところにつきまして、赤文字で表示してございます。海岸法の改正に伴う追記及び変更でございまして、59ページ、隣のページでございまして、下の欄に書いてございまして、「海岸法改正に伴う文章の変更と追加」及び「宮城県計画（H27年8月）提出との整合」との表現を書いてございまして、こちらにつきましては、このような形で表現を調整させていただいてございます。

参考資料3-4、三陸北沿岸につきましても、基本的には同様の表現内容となっております。

簡単ではございますが、私遠藤から、海岸保全基本計画の改定に関する御説明を終了したいと思います。ありがとうございました。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がございました範囲につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○平塚委員 平塚です。

資料3-3、28ページ、例の粘り強い構造ですけれども、緑の防潮堤というアイデアは随分最初のころから出ていたと思うのですが、そのたびに、防潮堤に土を寄せるとするのは、維持管理上望ましくないということで、せいぜい下の3分の1程度というようなお答えがかなりいつもいただいていたような気がするのですが、むしろ積極的にこうやってトップまで及ぶような盛り土のイメージ図がはっきりと出てきたのは、これは一体どういうことか、ちょっと御説明いただきたいです。

○南委員長 いかがでしょうか。

○遠藤河川課主任 それでは、御説明いたします。今回、緑の防潮堤、28ページに記載の図につきましては、今回の法改正に合わせて緑の防潮堤のイメージ図として提示されたものでございます。実際、委員からお話がありましたとおり、防潮堤の3分の1程度の高さというものは、今後の防潮堤の維持管理とあわせて考えていく上で、3分の1またはその前後の高さになるかもしれませんが、そのあたりの高さが実際の管理上、適切な高さであるものと考えてございます。

こちらのイメージ図につきましては、実際こちらの天端のほうまで、天端というか防潮堤の上のほうまで、トップまで持っていくことについて、今後の維持管理も踏まえた上で、できるかどうかをちょっと考えていくことが必要かとは思ってございますが、申しわけございません、こちらはイメージ図として今は取り上げていただければと思います。

○平塚委員 わかりました。今のは質問です。

次は意見ですけれども、同じページの下に、③その他の施策、「自然環境・海岸利用の特性及び工事期間中の影響等に十分配慮して進めていくものとする。」ということで、その次の29ページの下のところには工事中の配慮事例というものがあるのですが、先ほどの私の発言の続きになるのですが、いわゆる工事業者の常識と、それから環境保全のやり方というものは、しばしば食い違う場合があるということで、例えば、工事のある段階が終わったところで土地を平らにならしたりなさいますね。あれは、本当はむしろでこぼこのほうが多い場合が多いということです。つまり、特に日本の風土で、乾燥してまっ平らなばさばさな土地をつくると、最初に入ってくるのは帰化植物ですので、例えばその後になんかに在来の植物を復元しようとしても、非常に強力な帰化植物が一面入り込んでしまって、競争に負けて在来のものが復元できないということがあります。

それから、供用後すぐに植栽、もといいた植物を戻そうとする場合がありますけれども、これも、場合によってはあまりふさわしくない場合が多い。というのは、つまり、まだ地形が安定しないので、場合によっては1年とか2年とか待ってから戻したほうが良いというようなことも、いわゆる復元生態学のほうではある程度わかっているのですが、その辺も種類のいろいろなところで記載しておいていただくと共有できるのではないかと。これはコメントです。

以上です。

○南委員長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。お願いします。

○**遠藤河川課主任** 貴重な御意見ありがとうございます。今いただきました御意見につきましては、今後の工事を進める上に当たりまして、ぜひとも取り入れていきたい事項でございますので、改めまして工事の担当の者に周知徹底を図っていきたいと考えます。

○**南委員長** そのほかいかがでしょうか。

○**諏訪委員** 話が戻りますけれども、緑の防潮堤の盛り土が天端までであるではないかというお話について、私からもちょっと、県と違うかもしれないけれどもコメントしておきます。

この盛り土を3分の1にして、盛り土で覆うことによって表層の被覆工の変状が見えなくなるのが心配だというのが岩手県のお考えなのだと思うのですが、それも一つの考え方だと思います。ただ僕は、震災のときにいろいろ現場を回っていても、後ろに公園で幅広く盛り土をしていたりしているとかという場所で、やはり全壊しにくいというのが見えていますし、それからまた、直轄の仙台湾南部などでも、先行的にどうか天端まで盛り土しているようなこともやっております。だから、必ず天端までやってはいけないということではないと思いますので、これは考え方なのかと思います。

○**遠藤河川課主任** ありがとうございます。

○**南委員長** ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。お願いします。

○**萱場委員** そもそも論というか、この海岸保全基本計画の位置づけですけれども、既にもう復興事業が相当進んでいる中で、ここに書かれている内容は、実際実施している内容がこの基本計画に相当スライドしていて、復興事業が終わると、基本その後の、例えば防潮堤関連事業等は相当長くもうなくなる、そういう考え方でいいのですかね。要するに、もう維持管理段階に入ってしまった、ここに書かれている、例えば防潮堤の配置とか環境配慮の仕方とかについては、つくりはするけれども、実際もうやっているの、その後の維持管理にかかわるようなことがこれからの話として大事になってくる、そういうことでもいいのですか。まず1点、それを確認したいのですが。

○**南委員長** いかがでしょうか。

○**及川河川課主任主査** 河川課の及川です。よろしく申し上げます。

委員今お話しあったとおり、これは、平成25年に改定した時点は、いわゆる復旧・復興を進めるにおいて、まず、防護の基準であったり、それを実施していく上での法線の考え方とかも含めて網羅されたものになっています。今回の改定については、今度は、さらに維持管理というキーワードで、それを今回付加するということで、委員おっしゃるとおり、今、工事を実施中でありまして、終わってしまえば、確かに新しくつくるものはめったに出ないのかなという部分があります。ですから、ここに書かれていることをまず重要視して、今、事業を進めていることと、あとは、今回付け加える維持管理に入るということです。

○**萱場委員** わかりました。

もう1点、質問ですけれども、この海岸保全基本計画の策定について、各県の進捗がどうなっているのかというのが1点、気になりました。なぜかという、多分、全部横並びではないのですね。県によって相当書きぶりが違うと思うのですね。それで、やは

り岩手県では相当きめ細かく対応されていて、この基本計画が、多分他県で参考にされるようなものになるのではないかと思っております、そういった意味で、他県に比べて相当進めてやっておられるのか、その辺について教えていただきたいのですが。

○**及川河川課主任主査** ありがとうございます。

この海岸保全基本計画ですけれども、まず、被災3県がメインで今進んでおります。特に、防護の基準が変わって、それに伴ってという、いわゆる平成25年に改定したものに付きましても、同じように福島県も宮城県もということで進んでおります。いわゆる書きぶりがある程度、調整というわけではないですけれども、合わせている部分があります。というのは、冒頭お話ししましたとおり、三陸南沿岸につきましても、岩手県と宮城県にまたがっています。同じように、仙台南沿岸の海岸につきましても、福島県と宮城県にまたがっています。ですから、宮城県は福島県とも岩手県とも調整して基本計画を定めておりますので、おおむね書きぶりについては似たりよったりというような感じでございます。

○**萱場委員** ありがとうございます。

では、あと、ちょっと細かいところなのですが、資料3-3の28ページ、その他の施策のところ、これをよく見ると、「工事期間中の影響等に十分配慮して進め」ということで書いてあって、次のページを見ると、②海岸環境の再生・創出のところには、「堤防等の配置については、……エコトーンへの影響を考慮する。」ということで、こっちは存在、供用のことに注意しなさいと書いてありますね。これは、書きぶりとして、28ページのほうにも存在、供用のことで考慮すべしというようなことを書かなくていいのかとか、それから、逆に29ページのほうには、事例としては配慮事例で工事中的ことが書いてあるのですが、本文がどうなっているのかわからないのですが、この3つのボツの中には工事实施中のことが書いていなかったりとか、その辺、工事实施中のインパクトと存在、共有のインパクトがどの部分にどう書かれたらいいのかというのが、読んでいてちょっとわからないなという印象を受けました。これは感想です。

それから、読んでいてちょっとわからなかったのが、すごく細かい話なのですが、29ページの工事中における配慮事例の中の全般のところ、①で「工事地域を区分し、着手と未着手を分けて施工」と書いてあるのですが、この意味がよくわからなかったのもう少し練っていただけるといいかと思いました。

それからあと、これは確認なのですが、先ほど来話が出ている緑の防潮堤ですが、環境面からするとあったほうがいいだろうとは思いますが、ただ、樹種の選定とか、あとは前浜から後浜、後背湿地という中で、一体その緑の防潮堤が環境的にどういう役割を担うとか、少し頭の整理はされたほうがいいと思うのですね。そのされたほうがいいということが、この28ページの整備についても検討を進めるというこの「検討」の2文字の中にそういったことも入っているかどうかということについて、確認させていただきたいと思います。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども。

○**及川河川課主任主査** では、私から、まず、28ページの③のところの書きぶりにつきましては、別の項目との整合というのが、きちんと見て、そこは整合を図りたいと思います。

それと、29ページの工事中の配慮事例のところの全般の①の「着手と未着手を分けて施工」という部分についてでございますけれども、実は、これは宮城県が先行している議論してまとめられたものをそのまま載せておまして、細かい意味合いを聞いていなかった部分でございますので、その辺は、改めて別な形で情報提供させていただきたいと思っております。

それとあと、3つ目として緑の防潮堤でございますけれども、28ページに書いてありますとおり、緑の防潮堤については、そういう検討を進めるということの意味合いで書いてございますが、これは岩手県においてですが、具体的に緑の防潮堤の必要性も十分に検討してということで、これは宮城県で既にやっていることもございまして、保全計画は共同策定ですので、中身はそういうことで合わせているということで、では、岩手県としてどうなのだという話になると、積極的にやっていくというところまではまだ行っていないので、今後、必要に応じて、やることに関して検討していくというような内容でございます。

以上です。

○**萱場委員** わかりました。ありがとうございました。

○**南委員長** どうもありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○**諏訪委員** 宮城県の書きぶりだということであれば、この検討の中身は、萱場委員がおっしゃったような、どういう樹種がいいのだとか、そういうことが含まれているということだと私は思います。それでいいですね。

○**土田オブザーバー** はい。

○**南委員長** ありがとうございます。

そのほかいかがですか。お願いします。

○**竹原委員** 29ページあたりを見ているということなので、緑の枠の中に書いてある「自然環境（動植物等）」という言葉が非常に気になっていまして、「環境に配慮」というのと、ここで「自然環境（動植物等）」となっているところの違いをどういうふうにか考えればいいのかと思ひまして、下に、先ほどあった配慮事項のところにも「動植物等」となっているのですけれども、これは、要するに動植物だけやればいいのかというイメージがあります。「エコトーン」とかという言葉の中には、地形を含んだ、まさしく自然につくられたものが入っているわけなのですが、ここで「自然環境（動植物等）」となってしまうと、動植物だけ保護すればいいのか、そういうイメージが非常につきまといまいます。自然環境の場合には、やはり動植物と、それらが生育・生息できる一体化された生態系という環境が必要ではないかというように思われますので、この書き方でいくとちょっと誤解されるのではないかと思ひました。環境問題というのは、やはりそこに生活している生物たちにとっての環境を重視する姿勢が必要かと思ひています。

あと、もう少し言いますと、この環境保全基本計画の中に、そもそも生物が生活する環境というものが入っているのかどうかと。何となくイメージとしては、海岸だけ、そこには生物の存在があまりないようなにおいがしてならない部分が実はあるのですね。ちょっとその辺の感想です。

あと、それと同時に、利用のことは今回話がされないかとは思いますが、利用のことでますます心配な点がありまして、きょうの最初のところで情報非公開という話があったのですが、これは本当に非公開でいいのかどうか、実は非常に心配な部分があります。利用のところに、ごみ掃除とか、あるいは何かの大会があるときにきれいに掃除しましょうということで、そこに生活している生物たちを排除することがしばしば行われているということがありまして、震災直後に海岸をボランティアで掃除しているのを見ましたら、生えている植物を引っっこ抜いているということ、あるいは、ちょっと言ってしまうのは悪いのですが、浪板海岸でトライアスロンとかをやるときに、掃除しましょうというときに、海浜生物を取り除いているのではないかという懸念がすごくあるのですね。

そういうときに、情報を非公開で、貴重種を非公開のまま取り除かれてしまうことへの心配が非常にありまして、利用との関係の中に利用と環境の関係をつなげている線があるのですが、もう少し十分な連携なり何なりを考えていただかないと困るのではないかなというように、ちょっと長ったらしい意見でしたけれども、少し心配な部分があります。

以上です。

○南委員長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。コメントはよろしいですか。

○及川河川課主任主査 私から、順番はちょっとあれなのですが、最後にお話のあった利用と環境保全といいますか、その部分につきましては、この計画にどのように書けるかも含めてちょっと検討したいと思っておりますし、きょうの非公開とした資料の意味は、いろいろな貴重種の取り扱いについてはデリケートだという部分もあったので、そこら辺の意味合いで非公開とした部分があります。ただ、確かに、防潮堤等ができて管理の段階になった時点で、いろいろ守っていかなければならない環境が当然あると思っておりますので、そこは、どのようにしていくかという部分については、今後ちょっと検討してまいりたいと思っております。

それと、その前の話として、動植物の表現につきましては、読んでいて、確かに委員のお話ししているとおり、そういう記載の内容の配慮がちょっと足りないかなという部分もありますので、そこは今後ちょっと書きぶりを検討していきたいと思っております。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

もう少し時間があろうかと思いますが。どうぞ。

○竹原委員 先ほどの生物の話ですけれども、環境省さんがいるのであれなのですが、生物多様性に関する政策を環境省から言われれば、都道府県とか市町村レベルにおいて作成しなければいけないはずになっているのですが、岩手県あるいは宮城県等は、まだそこまで検討されていないのですね。このまま、されないままどうも終わりそうな気がしてならないのですが、そういう意味で、県全体としての取り組みが、やはり少し遅れているのではないかという気がしてなりません。

あるいは、この沿岸を中心とした、今、貴重種の話がありましたが、地元の方と有識者との間で検討するとあるので、振興局ごとに貴重野生動植物に関する委員会等が動いていて、適切な判断のもとでやられているかとは思いますが、その情報が県としては、

自然保護課という特定のあれを言うてしまうかもしれませんが、把握されていて、県全体としてそれにどう対処するか等が、まだうまくいっていないのではないかと。要するに、その地域においては普通種で、まあ問題ではないと言われても、県あるいは国のレベルからすれば重要であるというものも出てきていますので、十分にその辺の多様性に関する考え方をに入れていただきたい。あるいは、この保全計画の中に「多様な生物」という言葉はあるのですけれども、「生物多様性の考えに基づいた」とかというような表現を入れていただくと非常にいいかなと。その中には、当然外来種、先ほど言った帰化生物の話等も含まれておりますので、国全体の流れが生物多様性に基づいて動いているので、やはり海岸もそのような考え方に基づいて動いていただくとよろしいかと思えます。

○南委員長 ありがとうございます。

○及川河川課主任主査 今後、御意見を参考にちょっと検討していきたいと思えます。

○南委員長 どうぞ、お願いします。

○諏訪委員 参考の計画の一番後ろに整備表というものがあるので御紹介いただきましたけれども、8番の維持又は修繕の方法という、ここを埋めるのが今回の改定の目的なのですね。それで、空欄のところがあるのだけれども、これは空欄でいいのですね。それとも、これは、書いていないのは調整中ということですか。いろいろな所管別の海岸の表が載っているのですけれども、例えば71ページとかをあけると、埋まっている海岸と空欄の海岸があったりするのですが。

私は参考資料1を見ています。参考資料1の71ページを見ていますのですけれども。

○及川河川課主任主査 内容について、具体的に各管理者と調整を図っているところとかがあって、ちょっと空欄になっているところがあります。

○諏訪委員 では、これは空欄と決まったのではなくて、空欄はまだ調整中だと。

○及川河川課主任主査 はい。あと、この8番の文言につきましても、ちょっと情報量が不足している部分もあるので、含めて検討を進めているということで、とりあえず、こういう形で今後進めていきますよということで、まだ、例示ではないのですけれども、イメージでちょっとつけておりました。

○諏訪委員 わかりました。

○南委員長 ありがとうございます。

お願いします。

○萱場委員 2点あるのですが、参考資料1のこれを読むと、まず、目次を見ると、海岸の現況というものがあって、8ページから現況が書いてあるのですが、これは、震災によって相当自然環境がダメージを受けたというような文言があるわけですが、一方で、また相当環境が戻ってきているというような、今、非常に変化が激しい状況かと思っております。

そういう中で、環境が刻一刻変わっていく状態で、この基本計画を今回定めて、また、その状況に応じては改定をしていくというような作業になるのか、それとも、当分もうこのままになってしまうのか、その辺について1点教えていただければと思います。

○南委員長 いかがでしょうか。

○及川河川課主任主査 まず、当面はこの内容ではあるのですが、特に先ほどの維持管理

の項目につきましても、まだつくっている途中であったり、物によっては計画の段階での記載内容になっているので、何年先かというのはちょっと申し上げられないですけれども、ある一定のところで見直しは必要なのかなということでは被災3県の意見交換等では話が出ております。ただ、具体的なものは国と調整しながらということになりますけれども、ちょっと検討していきたいと思っています。

○**萱場委員** わかりました。ありがとうございます。

あともう1点なのですが、書きぶりで、例えば参考資料1の28ページとかを見ると、これは両括弧になっていて、施策になっていて、配慮事項になって、丸でいろいろな項目が書いてあるのですが、これは、読み方としては、例えば配慮事項は、これでもう必要十分だと読むのか、それとも事例の一つと見るのか、それによって相当書きぶりが変わるかと思ったのですが、その辺の取り扱いの考え方について教えていただければと思うのですが。

○**及川河川課主任主査** 当然、この配慮事項の中に書き切れないものがある、主なものということで箇条書きにさせていただいているので、これが例示かどうかと言われるとちょっとあれですけれども、ある意味、例示に近いものかと思っております。今まで出たいろいろな意見等を踏まえて、主なものをまとめて書き込んでいるようなものでございます。

特に、28ページの一番下に赤書きで書き入れたものにつきましても、これは宮城県で入れたものですが、改めてそういったものが追加されているものもあるということでございます。

○**萱場委員** ありがとうございます。これは、そうすると、きょうは抜粋で情報提供いただいたのですが、この本編資料を読んで、もしも気がつくことがあれば、何か御連絡差し上げるといってよろしいのでしょうか。

○**及川河川課主任主査** もしそういうものがありましたら、御意見をいただきたいと思えます。

○**萱場委員** わかりました。ありがとうございました。

○**南委員長** 今後も、パブコメですとか、あと関係市町村の聞き取り等入りますね。そういうところで出た意見も少し聞けるような場面があったらよろしいかもしれませんね。

こうやって進めてきて、きょうのお話全般として、もうそろそろお時間かと思えますけれども、やはり震災からずっと5回の委員会を設けて、その後、今回開いて、工事中のことを扱っていたりですとか、あと、維持管理のことが加えられたりということで、非常に何かオンゴーイングな、今、進行中の内容だなという感想を皆さん持たれたのではないかと思います。それで、先ほど御紹介がありましたけれども、数年後には、それまでの知見を踏まえてまたさらにということが一つはございましょうし、もう一つは、これができるまでの間、パブコメ、そして完成していく間で少し意見を追加する場面があるのかなと聞いておりました。よろしいでしょうか。

それで、私からも一言申し上げさせていただきますと、そういう進行中のことであるということで、まだ、先ほどの配慮事項ということも、例示かというようなこともありましたし、工事中のことにつきましても、実施段階では十分でない部分があるのではないかと平塚委員からの重要な指摘もございました。そういうことをしっかりと、今、

オンゴーイングで進んでいく中で記録し、そして、技術的に確かに進歩しているのだと思うのですが、その進歩したり、さらに注意深く事業を進めようとしているという変化の、進歩の部分ですが、ぜひそういうものを明確に記録して行ってほしいと思います。

これからしばらく間があくのかもしれませんけれども、こうやって重ねてきた検討が、3.11を踏まえて多くの教訓を入れていると。それは、ただ教訓ばかりではなくて、実質的な、技術的な進歩をもたらしていると。現場の工事にしろ設計段階にしろ、そして、配慮事項の羅列にしろ、いろいろな意味で技術的な大きな進歩をもたらしていることが非常に大事なことなのだと思います。そのあたりの取りまとめを、きょう御提示いただきましたこの取り組み状況についてと同時に、ぜひしっかりとまとめていただけますと、今後の3.11を踏まえた大きな財産というか教訓を残すことができるだろうと思います。ぜひお願いできたらと思います。

そろそろお時間になりますけれども、いかがでしょうか、委員の皆様。どうぞ、平塚委員、お願いします。

○平塚委員 非常に細かいことですみません、貴重な時間を。さっき、その前の御指摘のときに見たページで、注釈でミティゲーションは、宮城県のを引き継がれたというので、そうかもしれないと思ったのは、きょうの資料の一番最後のページです。あらかじめ送っていただいたものの一番最後に用語解説があるのですが、この中でミティゲーションだけ定義が間違っています。これは防災学のほうのミティゲーションです。これは環境再生、自然再生のミティゲーションではないですね。だから、これは、きょう限りの資料とはいえ、直しておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○遠藤河川課主任 承りました。

○南委員長 ありがとうございます。

そのほか、オブザーバーの方も含め、御意見ございませんでしょうか。どうぞ、お願いします。

○土田オブザーバー 東北地方整備局の土田と申します。

先ほど国総研の諏訪室長からお話がありましたように、平成26年の法改正のメインとなるものの一つとして、海岸管理施設の管理または修繕の方法をきちんと明確にするというものがございます。現在、事務局で各管理者と調整中だということですが、やはり海岸施設の利用の形態とか自然環境とか背後地の重要性とか、それぞれの海岸によっていろいろな重みがあると思いますので、管理基準というものは、必ずしも金太郎飴になってはいけないというところがございますので、十分各管理者の方と調整していただいて、その海岸にふさわしい管理または修繕の方法を策定していただきたいという御要望でございます。

以上です。

(3) その他

○南委員長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

次第で（３）その他になりますが、皆様から御意見、御質問等、何かございますでしょうか。オブザーバーの方々のコメント等、またございますでしょうか。いかがでしょうか。

1つ、ちょっと最後に申し上げさせていただきますと、こういう形の組織体制で進めてきておりますけれども、やはり利用の面等、技術の防護の面、そして環境の面、そういうものを総体的に考えていく場というものも工夫していかなければいけない時期が来るのかなと思っております。そのあたりは、まず、決断しながら進め、そして、こうやって基本計画を策定してくるという道のりがありまして、以前、懇談会という場をつくっておられたとも聞いておりますし、そのあたりについては、今後また御検討いただけたらと思います。

また、もう一つは、ちょっと蛇足になるかと思いますが、こうして3.11から環境・景観についていろいろな側面からの検討をしてきまして、今、一つの実りとして基本計画という形になってきていると思います。これは一つの実りの形であって、先ほど申し上げましたけれども、これまで、この環境・景観に関する検討会を通しまして非常に多くの御意見、視点が得られたものと思いますので、それは今後の県の海岸保全に、基本計画のみならず、ぜひ生かしていけるように持っていただけたらと、先ほどのお話でございますけれども、つなげていただけたらというのが希望でございます。

私からは以上ですが、皆さんよろしいですか。よろしいでしょうか。はい。

それでは、ほかにないようでございますので、議事はこれをもって終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

4 その他

○上澤河川課河川海岸担当課長 南委員長、司会、大変ありがとうございました。また、委員の皆様には、貴重な御意見、御提言を賜りまして大変ありがとうございました。

それでは、次第の4、その他でございます。

その他ですが、事務局からの連絡ということで、この委員会ですが、今年度の開催は予定ございません。来年度以降の開催につきましては、また改めて事務局からメール等で御連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

その他、事務連絡としてはこのような形になりますが、何か御質問等ございますでしょうか。

○萱場委員 先ほどの、その他何かあれば、いつごろまでに御連絡差し上げればいいのかと、この中を確認させてください。この中の内容について、気がついたことがあれば。

○遠藤河川課主任 修正等につきましては、随時意見をいただくことにはなっておりますが、期限につきましては、今の時点では、来月、10月をめどにいただければと思います。今、パブリックコメントを10月に開催予定でございますので、そこを一つの期限としていただきたいと思います。

○萱場委員 ありがとうございます。

○上澤河川課河川海岸担当課長 よろしいでしょうか。

5 閉 会

○**上澤河川課河川海岸担当課長** それでは、最後に県土整備部河川港湾担当技監の及川より御挨拶を申し上げます。

○**及川河川港湾担当技監** 委員の皆様、またオブザーバーの皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また遠いところをおいでいただきまして感謝申し上げます。また、今回の議事は、海岸保全基本計画の改定についてということで、長時間にわたりさまざまな御議論、御意見をいただきましてありがとうございました。

東日本大震災津波から4年半が経過しまして、当委員会も今回で6回目ですが、この間、現地調査を3回行いまして、さらには、個別に御指導もいただきながら、第4回の委員会で取りまとめました「環境・景観配慮に向けた基本的な考え方」に基づいて、環境や景観の配慮に取り組みながら海岸保全施設の整備を進めてきたところであります。

しかしながら、既に防潮堤の天端の高さまで上がったところもあれば、一方で、まだまだこれからというところもございます。早期に復旧整備を進めていく上では、乗り越えていかなければならないさまざまな課題がありますけれども、本委員会でいただいた御意見を踏まえまして、国土交通省を初めとした関係機関の皆様方の御指導をいただきながら、着実に解決していくとともに、復興の先を見据えた県民の安全・安心の確保を図ってまいりたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○**上澤河川課河川海岸担当課長** それでは、これもちまして本日の委員会は閉会とさせていただきます。

大変ありがとうございました。